

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

別紙団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」等について

標記につきまして、別紙1のとおり、令和2年4月1日付け事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」を各都道府県、指定都市及び中核市宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしく願いいたします。

また、別紙2のとおり、令和2年4月1日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」も各都道府県、指定都市及び中核市宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしく願いいたします。

(別紙1)

事務連絡
令和2年4月1日

各 { 都道府県
指定都市 } 母子保健主管部局 御中
{ 中核市 }

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月3日付け事務連絡「子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について」等に基づき御対応いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、今般、不安を抱えている妊婦の方々への支援策をとりまとめたところです。(別添1)

母子保健主管部局におかれては、内容にご留意の上、別途お送りする令和2年4月1日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」とあわせて御対応いただきますようお願いいたします。また、産科医療機関、子育て世代包括支援センターや保健センター等を通じて、リーフレット「新型コロナウイルス感染症対策(COVID-19) ～妊婦の方々へ～」

(別添2)を妊婦に配布し、不安を抱えている妊婦の方々へ普及啓発に努めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、貴管内市町村への周知をお願いいたします。

(参考)

「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」をとりまとめました(厚労省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

事務連絡
令和2年4月1日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記基本的対処方針の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

なお、令和2年2月28日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」は廃止します。

記

1 妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について

妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、入院等により母子分離となることも想定されるなど、妊産婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援が必要となること。

市町村におかれては、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携し、妊産婦や乳幼児等への感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦や養育者等の不安の解消に努めていただきたいこと。

都道府県におかれては、これらについてご了知の上、衛生主管部局とも連携の上、妊産婦や乳幼児等への支援を充実していただきたいこと。

2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における議論を踏まえつつ、母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、

- ・「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。
- ・それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場（3つの密）」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。

ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

3 保健師による訪問指導等について

保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業については、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。
- (2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

4 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

上記3と同様の対応とすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年4月1日）」等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策

1. 普及啓発等

- 妊婦向けに注意点や発熱時等の対応等について簡潔に記載したリーフレットを作成し、産科医療機関、子育て世代包括支援センターや保健センター等を通じて妊婦に配布。
- 妊産婦等が新型コロナウイルスに感染した場合には、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援を講じるよう、自治体母子保健部局に要請。

2. マスクの配布

- 妊婦に対して、洗濯することで再利用可能な布製マスクを国で一括で購入した上で、市町村の協力を得つつ、子育て世代包括支援センターや保健センター等において、母子健康手帳の交付時や既に妊娠している者と面談時などに配布。

3. 職場での配慮の要請

- 経済団体や労働団体（※）に対して、妊娠中の女性労働者等（非正規雇用労働者を含む。）に配慮した取組（休みやすい環境整備、テレワークや時差通勤の活用促進等）への協力を要請。
（令和2年4月1日）
（※）「経済団体」として、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、
「労働団体」として、日本労働組合総連合会 に対し要請。

4. 周産期医療の提供

- 周産期医療提供体制について周産期医療協議会を開催して、具体的な検討（受入れ医療機関や輪番制の構築等）をするよう都道府県に依頼済（令和2年3月19日）
- 妊産婦を感染させないため、新型コロナウイルス患者を診ない医療機関の設定（令和2年3月1日）や、通常患者と疑い患者の動線分離を都道府県に対して依頼（令和2年2月1日）
- 感染が疑われる妊産婦に、早めの相談（帰国者・接触者相談センター、かかりつけ医）を呼びかけ（令和2年2月17日）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊婦の方々へ～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。
①密閉空間、②密集場所、③密集場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

**厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の
安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります**

妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsidog.kenkyukai.jp/information/>

※なお、このリーフレットは、令和2年4月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

◆ 一般的な注意点

- 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。
- 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

◆ 発熱などがある場合

- 妊婦の方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

<妊婦健診の受診について>

- 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前に、かかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。
- 新型コロナウイルスに感染している可能性がある時は、妊婦健診受診を控えていただき、まずは帰国者・接触者相談センターに電話でご相談いただいた上で、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

<分娩について>

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。

◆ 働いている方について

- ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、仕事を休む場合の休業手当の支払い等の賃金の取扱いなどについて、勤務先にご相談ください。

※ 厚生労働省から労使団体への要請

厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する労働者の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

・労働基準法における休業手当・年次有給休暇

・感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

・保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合